

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

- 【意見等】
- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	17	企画経営部 市税収納課	市税の収納率向上に向けた取組について	令和3年度の納付方法ごとの収納状況(県民税を含む)は、金融機関等173億348万円(294,066件)、コンビニ34億2,748万円(169,843件)、スマホ決済5億6,783万円(22,268件)、クレジット決済(令和3年7月1日開始)2,568万円(680件)、口座振替94億6,988万円(156,837件)、共通納税(地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用し、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税)9億5,534万円(16,330件)、年金特徴(公的年金からの引き落とし)13億1,372万円(104,720件)、特徴納入サービス(各銀行が特別徴収義務者向けに行っている代行サービス)127億6,212万円(110,100件)となっています。 また、令和3年度の各種納付方法に係るランニングコストは、コンビニ収納・スマホ決済委託料(全額市負担)1,228万円(月額基本料7,700円×12箇月、1件当たり66円×184,704件)、クレジットカード収納使用料30万円(月額基本料34,320円×9箇月)、口座振替手数料(全額市負担)170万円(ゆうちょ銀行10円×22,322件、その他金融機関11円×134,515件)となっています。 収納率向上のため、多様な納付方法を実施することにより、市民の利便性も向上し、収入未済額が前年度より2億8,978万円(25.4%)減少していることは評価できますが、近隣の10市町と比較すると本市の収納率は4位となっています。収納率は口座振替率と比例する傾向にあり、本市の口座振替率は阪神7市の中でも中位にあります。手数料等のコストを考えても口座振替率の向上が納付忘れなどの防止とともに督促状や催告状の発送コストの縮減が図れるなど、収納率向上に最も有効な方法であると考えますので、口座振替率の目標を設定し、口座振替の推進になお一層取り組んでください。	口座振替には納期内納付率の向上という効果が期待できるため、口座振替の勧奨に関する広報を充実させるなど、今後も口座振替の利用率向上に向けた取組を進めます。また、口座振替率の目標設定については、他の納付手段の利用率の推移なども勘案しながら検討を進めます。

年度	監査区 公	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	18	企画経営部 企画政策課 総務部 管 財課	土地開発公社 について	宝塚市土地開発公社経営健全化計画(以下「経営健全化計画」という。)においては、債務保証等対象土地の詳細処分計画として、「(1)計画期間中に処分を予定する土地、(2)(1)以外の土地で、民間活用等暫定的な有効利用を図っている土地、(3)令和8年度以降に処分を予定する土地」に分類し、「計画的な買戻しによる更なる簿価総額の減少に向けた取組を着実に進めるため、計画の推進に当たっては、民間貸付等暫定的な有効利用が図られていない土地を優先的に処分するとともに、その他の用地についても引き続き処分の可能性について検討していく。」と記載されています。 一方で、令和3年度3月補正予算において、現在、公社が駐車場として民間貸付をしている公共施設用地(中野町)の買戻しに係る予算を計上し、登記等の手続に係る日数を考慮し、令和4年度に繰越しています。土地の選定理由及び登記手続の進捗状況について所管課に確認したところ、「令和3年度の決算で余剰が見込まれたことから、買戻しを行うこととした。対象の土地を選定するに当たり、経営健全化計画における(3)は本来(1)に分類して優先的に対象としたいと考えているが、簿価が大きいこと、道路用地は買戻しの際に国の補助金を活用した方が有利である等の理由で(3)に分類しており、今回は対象とはしなかった。(2)より(1)を優先したいと考えているが、簿価が大きくなかったこと、民間貸付をしている土地の方が処分しやすいことから、(2)の中野町の土地を対象とした。また、現在関係各課で買戻しの手続について、土地の活用方法も含めて調整しており、登記手続には至っていない。」旨の説明を受けました。 限られた予算の中で対象の土地を選定する必要があるが、簿価が大きい土地は処分が困難である等の理由は一定理解できますが、(3)より(2)を優先したことは、経営健全化計画に掲げる基本方針に沿った運用となっているのか疑問が残ります。公社の経営健全化のため、土地の処分に際しては、処分が困難な土地について優先的に買戻しをするよう努めるべきではないかと考えます。また、公社からの買戻しに時間を要しており、補正予算の際に買戻しの目的、その後の活用方法等について、十分な検討がなされた上での予算計上であったのか疑問が残ります。速やかに今後の方針を決定し、手続を進めてください。 なお、公社の令和3年度決算において、市が事業を中止・終了した市道中筋鳥脇線道路用地(山本台3丁目)について、公有用地から特定土地に用途変更し、時価評価とした結果、1億1,866万円の特別損失(土地評価損)を計上しています。当該用地は市からの依頼に基づき公社が道路用地として先行取得したものであり、本来、市が簿価で買戻しをすべきものと考えます。今後、同様の事例について検討する場合は、公社の経営健全化の面も十分に考慮した上で進めるよう努めてください。	今後、土地の処分に際しては、簿価や、民間貸付等の有効活用の有無などを総合的に判断し、買戻しの優先度を定めていきます。中野町土地については、庁内関係課と調整のうえ、早期に買戻しを進めます。 また、市が事業を中止・終了した市道中筋鳥脇線道路用地(山本台3丁目)のように、市の依頼により公社が先行取得した事業用地については、今後、公社健全化の観点から簿価で買い戻すことを検討していきます。

年度	監査年度	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	19	議会事務局 議事調査課	本会議質問放送用データ等 収録編集業務 委託について	本市では、市議会の広報手段の多様化と積極的な情報発信の一環として、本会議の一般質問等をFMラジオ放送しており、それに係る音声収録及び編集業務を委託しています。 3月定例会を放送対象外とする取扱いについて、平成18年の記録に基づき、それ以降見直しがされていないことには疑問が残ります。市民に開かれた議会として、様々な手段を用いて市民に情報を伝えていくために実施しているのであれば、120分の放送枠上限に収まるよう編集を行うことを含め、3月定例会も放送することができないか検討することが必要ではないかと考えます。 本委託の支出効果について所管課に確認したところ、「FM放送による聴取者の把握については技術的に困難であることから実施していない。議会報かけはしや市議会ホームページに紹介記事を掲載するなど、市民への周知に取り組んでいる。」旨の説明を受けました。成果としての聴取状況を確認することは非常に困難であることは理解しますが、毎年度委託料を支出している以上は、市民アンケート等を通じ一定測定することが必要ではないかと考えます。 市民に開かれた議会として、多様な手段により市議会情報を発信する取組はとても重要であり、既に定例会一般質問についてはFM放送以外にも議会報かけはしへの掲載、市ホームページでのライブ中継及び録画配信などを行っているところですが、それぞれの情報が有効に市民に届いているのか、必要な分析及び検証を行いながら、引き続き効果的な情報発信に取り組んでください。	エフエム宝塚において3月定例会の代表質問を放送することについては、120分の放送枠での放送の可能性を踏まえながら、各会派から選出された委員で構成する広報広聴委員会において、検討する必要があります。 エフエム放送を含めた広報手段の効果測定については、令和3年9月1日発行の議会報かけはし(第251号)誌面においてアンケートを実施し、「議会情報の広報手段として、どのような方法が良いと思いますか(複数回答可)」という設問に対し、「エフエム宝塚」との回答は回答総数86件中18件(21%)であり、議会情報の広報手段としてエフエム宝塚のニーズが一定数あることがうかがえます。 今後、どのような形で広報媒体の効果測定を行い、より良い情報発信を行っていくべきかについては、広報広聴委員会において議論を深める必要があると考えます。 議会基本条例にうたう「市民に開かれた議会」「市民に信頼される議会」「市民に親しまれる議会」を目指し、広報広聴委員会等で決定する方針に基づき、効果的な情報発信に努めていきます。

年度	監査区 分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	20	総務部 人材育成課 給与労務課	正規職員の時間外勤務等の状況について	年度途中の柔軟な人員配置等の取組によって、時間外勤務の縮減に努めたとのことですが、令和3年度における時間外勤務の多い職員の勤務状況を見ると、規則で定める上限時間を大幅に超過しており、職員の健康維持の観点からも容認できるものではありませんので、早急に実効性ある対策を講じる必要があると考えます。また、市の歳出削減のためにも時間外勤務はコストであるとの認識を持ち、効率的に業務に取り組むことが重要です。個々の職員の時間外勤務の実態を的確に把握し、時間外勤務の縮減に引き続き取り組んでください。 特例業務に従事する職員に対しては、時間外勤務の上限時間は適用されないこととなっています。令和3年度に認定している特例業務を確認すると、会計検査受検対応や市民・団体からの苦情・要求への対応、議会対応については通常業務の範囲ではないかと考えられ、特例業務としていることには疑問が残ります。特例業務の認定については、安易にその範囲が広がらないよう慎重な判断に基づいて整理してください。	令和3年度の時間外勤務の上限超過者について、令和4年9月8日付で各部局へ照会し、令和4年12月5日付で上限超過に係る要因の整理、分析及び検証を行いました。今後の対策としては、各所属において業務の平準化、業務の効率化、計画的な業務遂行、時間外勤務に対する意識改革及び職員の能力向上に取り組むよう通知し、引き続き適正な人員配置に努めます。 令和4年度の対策としては、時間外勤務が多い職員が所属する部署の室長級職員及び課長級職員に対してヒアリングを実施し、時間外勤務縮減に対する当該部署の状況や取組などについて聴き取りを行いました。 また、令和4年度から庶務事務システムを更新し、所属長が所属内職員の時間外勤務の状況をリアルタイムで確認できるようにし、時間数が多い職員の業務平準化を図ることを可能にするなど、所属長と職員が、常に時間外勤務に対する意識を持つことができるようにしました。 特例業務に関しては、国の取扱いも参考に決定しています。本市においても、国が予算・会計関連業務を特例業務の対象としていることを踏まえると、会計検査受検対応や、また、対外的かつ緊急性がある市民・団体からの苦情・要求への対応などは、特例業務として認定しておく必要があると考えます。ただし、特例業務の認定に当たっては、長時間労働の是正の趣旨から、安易にその範囲が広がらないよう慎重に判断していきます。
4	決算	21	総務部 人権男女共同 参画課	すみれウィメンズプロジェクトについて（ア）居場所づくり業務委託	不安を抱える女性が安心できる環境で人と出会い、話し、つながることで、自分らしさを取り戻せる居場所を提供し、必要に応じて面談相談、同行支援等を行い、女性を取り巻く課題に対する支援を実施するため、居場所づくり業務を委託しています。 本契約の内容を確認したところ、所管課が作成した設計書と事業者から徴取した見積書は、消耗品費に5,000円の差がある以外は全て同じ単価及び数量となっていました。仮に見積書を参考に積算するとしても、所管課は設計単価の根拠を明確にするなど事業に必要なかつ適切と考える積算を行い、適正な金額で契約を締結するよう努めてください。 事業実績を見ると、設計内容と事業実績とは大きく乖離していました。事業の意義は理解しますが、委託料が118万円であることから、参加者1人1回当たり約2万円の費用が発生していることに鑑みると、費用に見合う効果が得られているのか疑問を感じます。 市の事業として実施する以上は、費用に対して最大限の成果が得られるよう、設計段階で適切な事業内容と積算を行うよう努めてください。	業務委託における設計単価については、労務単価等を参考にし、事業に必要なかつ適切と考える積算を行い、適正な金額で契約するよう努めます。 また、費用に対して最大限の成果が得られるよう、設計段階で適切な人数配置及び事業内容を計画し積算するよう努めます。

年度	監査区 分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	22	総務部 人 権男女共同 参画課	すみれウィメン ズプロジェクト について (イ) 生理用品配送 業務委託	生理用品の購入が困難である18歳から22歳までの学生等を対象に、生理用品を無償で送付し、相談事業等の支援につなげることを目的として、生理用品配送業務をに委託しています。 所管課が作成した設計書において、合理性及び経済性が欠けているのではないかと 思われる点がありました。人件費の積算過程において、事業者から徴取した見積りを 上回る積算をしています。また、本事業の業務は仕様書に明記されており、見積りを上回 る人件費が必要であるか疑問が残ります。 適正に契約事務を執行するためにも、積算根拠については明確かつ合理的な説明 が行えるよう整理してください。 また、変更契約により配送期間を3箇月延長していますが、総配送数量等の変更が ないにもかかわらず、配送期間を6箇月に延長したことで人件費も2倍にしていること については到底理解できるものではなく、配送期間のみを延長する変更契約で良かった のではないかと考えます。 次に、変更契約時における配送料に係る設計について、当初契約期間に手渡しした 分の配送料は減額するなど、実態に合った積算がされておらず、安易な設計に基づい て契約しているのではないかと考えざるを得ません。 所管課においては、今後業務委託の設計をする際には、経費の積算が合理的かつ 経済的に行われているかどうか十分に見極めながら、適正な契約となるよう慎重に契 約事務を行ってください。	業務委託の設計については、積算根拠について明 確かつ合理的な説明ができるよう整理するとともに、 その業務委託が目的に対して合理的、経済的に行 われるかどうか、社会情勢や他市の状況を参考にし ながら適正な契約となるよう努めます。
4	決算	23	市民交流部 窓口サービ ス課	窓口サービス の充実に係る 取組について	新型コロナウイルス感染症対策に加え、窓口サービス利用者の利便性向上や業務 の効率化を目的として、各種窓口サービスのデジタル化に取り組んでおり、令和3年度 は「申請書作成支援システム」、「キャッシュレスレジ」を導入し、「スマート申請」(オンラ インによる証明書の請求・転出の届出)、「窓口混雑状況ナビ」の運用を開始していま す。 コロナ禍において、感染拡大防止に向けた様々な対応が求められる中、所管課職員 の創意工夫による取組が感染拡大防止対策だけにとどまらず、利用者の利便性向上 や業務の効率化につながっていることは高く評価できます。今後もシステムの利用に ついて広く周知を図り、利用率の更なる向上に取り組んでください。	今後も窓口サービス利用者の利便性向上や業務 の効率化を目的として、各種窓口サービスのデジタ ル化に取り組んでいきます。既に導入済の「申請書 作成支援システム」、「キャッシュレスレジ」、「スマート 申請」、「窓口混雑状況ナビ」についても、これらの サービスを利用いただくことにより、デジタル手続き に関する市民の意識付けの効果にもつながることか ら、引き続きホームページ等でシステムの利用につ いて丁寧な周知を図り、利用率の更なる向上となる よう取り組みます。

年度	監査区 分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	24	産業文化部 北部振興企 画課	北部地域移 住・定住促進 活動補助金に ついて	北部地域の空き家活用、北部地域への移住に関する相談対応・支援を行う窓口の設置・運営や移住促進を目的とした地域の情報発信等に係る経費の2分の1を、北部地域移住・定住促進活動補助金として交付しています。 令和3年度の補助金の活用状況について確認したところ、補助金の支出効果に疑問が残る取組内容が散見されました。 ホームページ作成委託料について、決算審査時点でのホームページの内容は地域の基礎情報を文字量としてA4版1枚程度掲載しているのみで、西谷地域に関心を持ち移住したいと思えるような内容にはなっていません。今後、ホームページを見た人が西谷地域での暮らしに魅力を感じ、移住につながるような情報発信となるよう、コンサルタントの活用など所管課においても支援してください。 次に、移住相談対応に係る人件費について、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間、1日3時間で週5日程度、移住相談の受付スタッフを配置していましたが、その間の相談件数が8件のみであり、人員配置や相談方法について見直しや工夫が必要ではないかと考えます。 所管課においても、地域の情報発信、移住希望者と地域とのマッチングが効果的に促進され北部地域の活性化につながるよう、引き続き地域とともに取り組んでください。	令和4年度中に空き家所有者と移住希望者とのマッチングの仕組みを整えていきます。これまでに移住された方のインタビューの掲載や、北部地域の概要や魅力が伝わるよう、ホームページをはじめとした情報発信の内容充実を図るため、現在地域の方と調整を進めています。 移住希望者の多くが日本家屋や庭付きの物件を希望されており、紹介できる物件がなかなか見つからない状況であることから、地域向けにチラシの再配布や、西谷サービスセンター及び西谷ふれあい夢プラザに配架することで、更なる空き家情報の収集に努めていきます。また、口コミによる情報伝達も有効であると考えられるため、自治会連合会をはじめ、関係者による協力なども検討していきます。
4	決算	25	健康福祉部 高齢福祉課	高齢者見守り ネットワーク事 業について (ア)緊急通報 システムにつ いて	独居高齢者等の不安を解消し、地域の見守り体制を確立することを目的として、65歳以上の独居高齢者又は発作性の高い疾患等を有する昼間独居高齢者及び見守りが必要な高齢者のみの世帯等へ緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システムを活用しています。 令和3年度の利用状況について、緊急通報システム設置者数は503人、相談・通報件数は325件でした。そのうち救急搬送を50件行うなど、独居高齢者等にとって非常に重要な事業であるにもかかわらず、設置者数が減少傾向にあることから、その要因について確認したところ、「緊急通報システムの利用には固定電話の電話回線が必要であること、及び緊急時に備えて近隣で福祉協力員を決定し、その方に鍵を預かっていただく必要があるため利用者が限られる。」旨の説明を受けました。 今後も独居高齢者等、緊急通報システムを必要とする対象者は増加すると考えられるため、固定電話の電話回線以外の方法でも利用できるようにするなど、必要とする市民がサービスを受けられる制度となるよう、検討を行うとともに制度の周知について引き続き取り組んでください。	利用者が伸びない要因の1つであった福祉協力員の鍵預かりについては、業者に鍵を預けられるよう制度の変更を行いました。 更に、本事業を必要とする市民がサービスを受けられる制度となるよう、課題について検討するとともに、引き続き本事業の周知を行っていきます。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	26	健康福祉部 高齢福祉課	高齢者見守りネットワーク事業について (イ)認知症高齢者等個人賠償責任保険について	認知症の高齢者等及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備することを目的として、認知症の高齢者等が日常生活における偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険に宝塚市長が契約者となり保険加入する制度を設けています。 令和3年度の利用状況について、保険加入者は42人、事故件数は1件でした。また、令和3年度の予算執行状況は、予算額81万円に対し、2万円しか執行されていませんでした。執行額が予算額を大幅に下回った理由について所管課に確認したところ、「加入者数が見込みより少なかったこと、及び加入者の加入期間ごとに保険料を精算する方式(保険料は12箇月分で予算計上)であったためである。」旨の説明を受けましたが、補正予算計上時の積算において、10月からの制度開始であったにもかかわらず12箇月で積算されていた点について、適正な積算がされていたのか疑問が残ります。予算編成に当たっては加入者数の見込みをできる限り精査し、また不用額が見込まれる場合には、補正予算にて不用額の減額を行うなど、適切な予算管理が必要であると考えます。 認知症高齢者等個人賠償責任保険については、令和3年10月から開始したばかりの制度であるため、十分な周知ができていないことは一定理解できますが、認知症高齢者自身が保険に加入することは難しく、また、高齢化が進み今後も認知症の人は増加し本制度の需要が高まると考えられるため、制度内容について積極的に周知を行うとともに、認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができるよう環境整備に取り組んでください。	予算編成については、本事業の開始から約1年が経過し、おおよその加入者数の推移が掴めてきているため、今後は適正な積算、予算管理を行っていきます。 また、認知症の方とそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本制度についてしっかりと周知を行っていくとともに、地域全体で認知症についての理解を深めるための啓発を継続して行っています。
4	決算	27	健康福祉部 健康推進課	第2次たからづか食育推進計画について	食育推進計画は、令和4年度末をもって計画期間を終了することから、食育推進計画で掲げた指標項目について、令和4年1月にアンケート調査を実施し、目標値の達成状況の評価を行いました。アンケート調査の結果について所管課に確認したところ、33の指標項目のうち、「現状値が目標を達成している指標」は7項目で21%、「現状値が目標に向かって改善している指標」は4項目で12%、「現状が変化していない指標」は3項目で9%、「現状が改善しなかった指標」は19項目で58%であり、全体の半数以上の指標項目において目標値を達成していませんでした。 所管課は、これまでも市庁内関係部署や関係機関等とも連携を図りながら様々な取組を進めてきたところですが、アンケート調査の結果から判断すると取組が成果につながっていない状況にあると言えます。食育推進に係る取組の範囲は多岐にわたることからも、本市単独での取組に対して直ちに成果を出すのは難しい面があることは一定理解しますが、幅広く全ての指標項目の目標値を達成しようとするのではなく、食育推進に関して基本的かつ重要な項目を抽出したうえで、重点的に取組を進めていく方がより具体的な成果につながっていくのではないかと考えます。次期食育推進計画の策定に当たっては、本市の取組により目標値の達成等の成果につながるよう指標項目の重点化や目標値の設定方法等について検討してください。	第2次たからづか食育推進計画については、目標値を達成できなかった指標が半数以上となったことは認識しており、引き続き6つの施策に取り組めます。 また、令和5年度から開始する第3次たからづか食育推進計画案においては、新しい生活様式やデジタル化に対応した食育を推進し、新たに5つの重点取組項目を定め、30指標のうち9指標について、重点的に取り組む予定です。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	28	産業文化部 商工勤労課	就職氷河期世代リモート型就労支援事業について	就職氷河期世代のうち不本意ながら不安定な仕事についている方などを対象に、LI NEを使ったオンライン就労支援システムを開発し、就労に関する相談等を行っています。 本事業は業務委託で、受託事業者は令和2年度にプロポーザルによって選定されており、予算確保を前提に令和4年度まで実施されるものです。 令和3年度は令和2年度の受託事業者と特名随意契約を締結しており、令和3年度委託料の内訳について確認したところ、「事業者から、利用者が仕事に求める条件や自身の性格に関する質問に回答し、それをAIが分析して利用者に適した求人情報を提供する『AI仕事マッチング』の機能を追加してはどうかとの提案があり、それを受けて追加した。」旨の説明を受けました。しかし、追加開発費はプロポーザルの際に明記されたものではなく、その設計内容について所管課に確認したところ、「事業者との協議を基に設計書を作成した。事業者から示された項目及び金額について精査はできていなかった。」旨の説明を受けました。また、本市の情報システム調達ガイドラインでは、情報システム関係の予算要求時には情報政策課との協議が必要とありますが、今回の追加開発に関して情報政策課との協議は行われていません。このことから、追加開発の必要性や金額の妥当性について、十分な精査が行われたか疑問が残ります。 令和3年度は令和2年度より事業実施期間は長くなっていますが、就職者数及びキャリアカウンセリング利用件数は下がっており、追加開発を行った成果は確認できません。今後は、事業を実施するに当たり、費用に見合う成果が得られるのか所管課自らが十分に検討した上で進めるよう努めてください。 なお、ツカヤリについて、AI仕事マッチングでの質問に回答したにもかかわらず、求人情報が表示されない事象を確認しました。現在は事業者と調整し、初期登録なしで利用できるようになっていますが、サービスの導線が定まっておらず、このようなエラーが発生すると利用者はサービスを途中でやめてしまうおそれがあります。今後は、所管課でサービスを実際に利用して動作環境に問題がないか確認するなど再発防止に努めてください。	情報システム調達ガイドラインに基づく情報政策課との協議について、追加開発に関しては、その必要性を認識しておらず、実施できておりませんでした。以後、再発防止に努めるとともに、機能の追加を行う場合は、それに係る諸経費の精査を徹底していきます。 また、令和3年度のキャリアカウンセリング利用件数の減少については、新規登録者数が低迷したことや、就労に関する情報入手のツールとしての活用にとどめられているケース、正規雇用を目指す利用者においては他の就労支援サービスと併用していることが理由として考えられます。今後も変わりゆく就労ニーズを注視しながら、利用者に合った支援を行うことができるよう努めます。 その他、定期的な動作確認の実施や、委託事業者との密な連携により、利用者目線に立った事業運営を行っていきます。
4	決算	29	産業文化部 農政課	新規就農者確保事業について	本市農業を担う農業者の育成及び確保を目的として、市内での就農希望者に対し、市が西谷地域の農地2箇所を賃借し設置したパイプハウスの最大2年間無償貸出しや、指導者による営農技術向上指導を行い、実践的就農機会及び農業経営能力を培う機会を提供しています。 パイプハウスの利用状況について所管課に確認したところ、「現在の利用は1棟のみで、もう1棟については令和元年12月から令和3年3月まで利用があったが、その後は利用がない状況が続いている。」旨の説明を受けました。また、令和3年3月までの利用者は他市で就農しており、その理由について確認したところ、「パイプハウス貸与期間満了後に就農する農地の確保に努めたが、市内で本人が希望する条件を満たす農地が見つからなかったため、他市での就農となった。」旨の説明を受けました。 事業開始から2年以上が経過していますが、本市での就農にはつながっておらず、成果は得られていません。パイプハウスの利用について様々な媒体を用い積極的に広報するとともに、利用者の希望に沿った就農地をあらかじめ確保できるよう調整するなど、就農環境の整備に取り組んでください。	パイプハウスの利用者確保に向けて、広報誌への掲載、宝塚北SA広報スペースへの啓発物設置、利用者へのインタビュー動画配信、兵庫県主催の就農相談会への参加等、積極的な広報を行っています。当該事業の成果としては、令和3年度からの利用者が不耕作農地を中心に生産拠点を拡大し、地域の担い手をして活躍していますので、当市農業委員会や阪神農業改良普及センターのネットワークも活用し、きめ細やかな支援を行っていきます。 また、今年度は、就農への理解を深めてもらうことを目的に、就農相談週間を設け、就農希望者を対象に就農までのステップや農業を始めるにあたってのアドバイスを行いました。(8月実施、申込者5名)引き続き、積極的な広報等により当市での就農を呼び掛けていきます。

年度	監査年度	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	30	産業文化部 北部振興企画課	ダリアで彩る花 のまちづくり事 業について	令和3年度にダリア産業の持続可能な発展を目的として、ダリア生産拡大推進事業補助金を創設し、事業者の支援を行っています。本補助金はダリアサポーター育成支援と特産品開発支援の2つの区分があります。育成支援はダリア生産農家の高齢化や担い手不足の解消、ひいてはダリアの生産規模拡大のため、ダリアサポーター(将来のダリア産業を担う後継者や繁忙期等の一時的なサポート希望者等)の受入や技術指導等に係る経費を支援するもので、補助率は補助対象経費の2分の1となっています。 育成支援の事業目的について所管課に確認したところ、「本市の地場産業であるダリア産業を将来にわたり維持、拡大していくことができる人材の育成を目的としており、長期的な人材育成を主眼として捉えている。」旨の説明を受けました。一方で、補助対象者から提出された事業報告書には、「ダリアサポーターは他の仕事等もしている関係から、日程調整がうまくいかないケースが複数あった。今後、ダリアサポーターについては、簡易な作業における一時的なサポートとしての役割を期待する。」旨の記載がありました。補助対象者は短期的な労働力の確保を望んでいる記載となっており、長期的な人材育成を事業目的とする市との間に認識の乖離が生じています。地場産業であるダリア産業の持続可能な発展を支援するため、長期的な人材育成に資する費用を市が補助することには一定の公益性が認められますが、短期的な労働力の確保に対する補助金の支出は公益性の面から疑問が残ります。 また、本補助金の補助上限額は80万円ですが、補助実績額は97,000円にとどまっています。執行率が低いことから、現制度がダリア産業の実情にあった補助対象者にとって利用しやすい制度となっているのか疑問が残ります。 本来の市の目的である長期的な人材育成に資するものであり、補助対象者にとっても利用しやすい制度となるよう、制度の在り方を検討してください。	令和4年11月10日に補助事業者と面談を行い、市としても主にダリア産業の長期的な人材育成や後継者の確保を支援するために、当補助事業を実施している旨について、改めて説明を行いました。 補助事業者からは、「ホームページ等で広く募集し、ダリアサポーターを受け入れたものの、全員が一時的なサポートを希望しており、後継者を目指して本格的に従事する人材は見つけられていない。このほか、今年度より個別に受け入れたサポーターについてはダリア球根の分球作業をはじめ、高度な専門技術を要する作業についても指導を始めている。」と、現時点の状況の説明を受けました。 また、ダリア産業を支える長期的な人材育成の取組については、11月～1月に行う作業がダリア生産を担う重要なものであり、技術を習得するには、その期間に集中して作業に従事する必要があることから、その分人件費が嵩むとの聞き取りを行っています。 より専門的な技術指導を受けるサポーターが今後増えることで、令和4年度以降の執行率は大きく増加することが想定されますが、将来のダリア産業を担う後継者となる人材を増やしていけるよう、補助事業者とも連携を図りながら、今後も当補助事業を推進していきます。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	31	教育委員会 学校教育部 教育研究課	市指定研究事業、小・特別支援学校教科等研究事業、中学校教科等研究事業等の委託契約について	市指定研究事業について、令和3年度当初契約金額合計583万円に対し実績額合計は475万円であり、戻入額合計は107万円です。研究会ごとの戻入額を確認したところ、全研究会37校のうち、戻入額0円を含めた戻入額1,000円未満の研究会が11校ありました。また、1校の研究会では、「新型コロナウイルス感染症対策により、講師の招へいを見合わせ講師料が発生しなかった。」という理由で感熱紙6本(合計8万円)を購入し、戻入額が370円となっていました。 このような支出状況については、予算の使い切りを前提とした予算執行であるとの疑念を持たれるおそれがあるため、所管課においては、研究に真に必要な経費に限定した効果的な委託料の執行について各研究会に周知してください。 次に、小・特別支援学校教科等研究事業については、令和3年度の当初契約金額14万円に対し実績額は7万円であり戻入額は7万円、中学校教科等研究事業については、令和3年度の当初契約金額11万円に対し実績額は5万円であり戻入額は6万円です。しかしながら、これらの小・特別支援学校教科等研究事業及び中学校教科等研究事業の契約書及び仕様書を確認したところ、市指定研究事業で定められているような精算規定が記載されていないことが判明しました。今後は、契約書等に精算規定を明確に定めるようにしてください。	市指定研究事業、小・特別支援学校教科等研究事業、中学校教科等研究事業等の委託契約における支出内容について、研究に真に必要な経費に限定した効果的な委託料の執行を実施するよう各研究会に周知していきます。 また、小・特別支援学校教科等研究事業及び中学校教科等研究事業の委託契約における仕様書を見直し、令和5年度より仕様書に精算規定を追記します。
4	決算	32	市民交流部 医療助成課	後期高齢者医療事業における組織体制について	今後の被保険者数の見直しについて所管課に確認したところ、「令和7年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者医療制度の被保険者となる。本市においては、令和4年度から毎年3,000人を上回る被保険者数の増加を見込んでおり、令和6年度には本市国民健康保険被保険者数を上回ると想定している。」旨の説明を受けました。被保険者数の増加に伴う業務への影響については、「日常業務の大部分を占める資格取得喪失事務や高額療養費等の申請事務が現状の約3倍に膨れ上がるものと見込んでいる。」旨の説明を受けました。また、令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直し(2割負担の新設)に伴い、問合せ業務が多く発生することも予想されます。 後期高齢者医療制度を取り巻く環境が急速に変化していく状況下において、業務に支障を来すことなく市民サービスを提供できるよう、早急に組織体制の強化に努めてください。	令和4年度以降、団塊世代の方が後期高齢者医療の被保険者になり始めることから、後期高齢者医療の被保険者数増への対応に向けた組織体制の強化について喫緊の課題であると認識しています。さらに、今年度は、窓口負担割合の見直しも重なり、高額療養費申請等の日常業務と合わせ、被保険者からの多くの問い合わせに対応すべく応急的に短期の会計年度任用職員を配置しましたが、根本的な解決には至っていません。今後職員不足を要因とした市民サービスの低下を危惧しています。 国では、来年度以降の後期高齢者医療保険料の引上げの実施に向け検討を進めており、引き続き、被保険者に対しご理解を得るための更なる丁寧な対応が要求されます。来年度に向け、市民サービス維持に要する組織体制の強化を図るため、職員の確保も含めた対応策について、庁内関係部署と協議の上、検討していきます。

年度	監査区 分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	33	環境部 生 活環境課	市営霊園チラシ西宮市域宅配業務委託について	市営霊園チラシ西宮市域宅配業務委託について、業務不履行事案が発覚しました。この事案について、委託業者は本市への入札参加申請はしていないため、業務不履行による指名停止等の措置はしなかったとのことでした。しかしながら、入札参加資格者名簿への登録(以下「業者登録」という。)がないという理由だけをもって、業務不履行となった業者に対して何らペナルティを課す措置が行われないのは公平性を欠くものであり、業者登録の有無にかかわらず業務不履行となった業者に対しては、宝塚市入札等参加指名停止基準に沿って同様の効力を発生させるよう市として取り扱う必要があると考えます。契約所管課は業務不履行となった業者に対する措置の公平性が確保できるよう取扱いについて検討してください。 また、一部業務不履行による市の不利益への対価等を求めなかった理由について所管課に確認したところ、「チラシを配布されなかったことにより、市が得るものとしていた成果を立証することができないため、市に不利益はなかった。」旨の説明を受けました。しかしながら、本来配布する予定として印刷した10,800枚のチラシのうち、5,800枚が配布されなかったことは少なくとも市にとって損害であると考えます。この点について、所管課は関係部署と協議を行った上で判断したとのことでしたが、専門的な見地から顧問弁護士等に手続の適正性等について確認する必要があったのではないかと考えます。今後、同様の事案が発生した場合には、公平で適正な対応に努めてください。	決算審査後ではありますが、市の任用弁護士に手続きの適正性について確認を行ったところ、契約相手方に約款を明確に示していれば、違約金を求めることができたと考えられるとの意見を受けました。そのため、今後の事務委託については請書による契約を改め、すべて約款を含む契約書により契約することに改めました。 また、市外への案内チラシ配布については、確認の難しさから廃止したところです。今後、より効果的なPR手法を検討していきます。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。